

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 10    | 国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、国民健康保険の給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険の給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

## 評価実施機関名

長崎県平戸市長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                 |   |
|--------------------------------------|---|
| ①事務の名称                               | 国民健康保険の保険給付に関する事務   |
| ②事務の概要                               | 国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。<br>なお、特定個人情報ファイルについては、以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出書に関する確認  |
| ③システムの名称                             | 統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア<br>国保情報集約システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                       |   |
| 国保給付ファイル<br>宛名情報ファイル<br>資格情報(個人)ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                           |   |
| 法令上の根拠                               | 番号法第9条第1項、別表第一 30の項<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携             |   |
| ①実施の有無                               | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                              | 【情報照会】<br>番号法第19条7号、別表第二 42、43の項<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項<br>【情報提供】<br>番号法第19条7号、別表第二 三の欄(情報提供者)に市町村長または医療保険者が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署                    |   |
| ①部署                                  | 市民生活部健康ほけん課   |
| ②所属長の役職名                             | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関                          |   |
|                                      |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求               |   |
| 請求先                                  | 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 市民生活部健康ほけん課 TEL0950-22-9124   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ             |   |
| 連絡先                                  | 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報<br>5.評価実施機関における担当部署<br>②所属長        | 市民課長 吉村 藤夫  | 市民課長 田中 幸治  | 事後   |              |
| 平成29年6月1日 | I 関連情報<br>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア   | 統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア<br>国保情報集約システム   | 事後   |              |
| 平成29年6月1日 | I 関連情報<br>2.特定個人情報ファイル名                   | 国保給付ファイル<br>宛名情報ファイル  | 国保給付ファイル<br>宛名情報ファイル<br>資格情報(個人)ファイル  | 事後   |              |
| 令和1年6月26日 | IVリスク対策                                   |   |   | 事前   | 様式変更に伴うもの    |
| 令和1年6月26日 | 5①部署                                      | 市民福祉部市民課  | 市民生活部健康ほけん課   | 事後   | 組織再編に伴う変更のため |
| 令和1年6月26日 | 5②所属長の役職名                                 | 市民課長 田中 幸治  | 課長  | 事前   | 様式変更に伴うもの    |
| 令和1年6月26日 | 7請求先                                      | 市民福祉部市民課  | 市民生活部健康ほけん課   | 事後   | 組織再編に伴う変更のため |
| 令和1年6月26日 | 1対象者人数                                    | 1万人以上10万人未満   | 1,000人以上1万人未満   | 事後   | 対象人数の減によるもの  |
| 令和2年9月1日  | I 関連情報<br>7請求先                            | 0950-22-4111  | 0950-22-9124  | 事後   | 電話番号の変更によるもの |
| 令和2年9月1日  | I 関連情報<br>8連絡先                            | 0950-22-4111  | 0950-22-9100  | 事後   | 電話番号の変更によるもの |
| 令和4年3月11日 | ②法令上の根拠                                   | 【情報照会】<br>番号法第19条7号、別表第二 42、43の項<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項<br>【情報提供】<br>番号法第19条7号、別表第二 三の欄(情報提供者)に市町村長または医療保険者が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項 | 【情報照会】<br>番号法第19条8号、別表第二 42、43の項<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項<br>【情報提供】<br>番号法第19条8号、別表第二 三の欄(情報提供者)に市町村長または医療保険者が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br>並びに平成26年内閣府・総務省令第7号 関係各条項 | 事後   | 法令改正に伴うもの    |
| 令和4年3月11日 | IIしきい値判断項目                                | 平成31年4月1日時点   | 令和4年3月1日時点  | 事後   |              |